

商工会ニュースやはば臨時号No.16

【コロナ支援策】物価高騰対策支援金について

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少及び物価高騰等による費用の増加に直面している中小企業者に対し、事業継続に向けて仕入価格高騰に対する影響緩和や家賃等へ直接的に支援することを目的としている。

【申請期間】

令和4年8月8日（月）～11月30日（水）

【給付対象者】 次の①～⑦すべてに該当する中小企業者であること。

- ①県内に本店登記を行っている法人、又は県内を納税地としている個人事業者であること。
- ②事業継続の意思があること。
- ③対象期間と比較する過去の任意の期間を含む確定申告を行っていること。
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ⑤暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ⑥宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑦関係法令を遵守していること。

【給付要件】

令和4年4月～9月（対象期間）において次の①、②のいずれかを満たし、③の要件を満たしていること。

- ①いずれか1か月の売上が過去3年間の同月と比較して50%以上減少している方。
- ②いずれかの連続する3か月の売上の合計が過去3年間の同期の売上の合計と比較して30%以上減少している方。
- ③対象期間における仕入品等（1品目）の単価が前年度と比較して10%以上上昇していること

【支給額】

ア、原材料等支援金

支給要件に該当した3か月間において、主な材料や仕入品等において10%以上価格上昇が確認された単価と前年同月との単価の差額を算定し、その月の購入量に応じて月毎の上昇額を算出。最大5品目の上昇額を3ヵ月分集計し、集計額に応じて定額を支給する。

1事業所当たりの上昇額の集計	支給金額
10万円以上 50万円未満	定額 5万円
50万円以上 100万円未満	定額 10万円
100万円以上 150万円未満	定額 15万円
150万円以上	定額 20万円

※集計額が10万円未満の場合、原材料等支援金については支給対象外となりますのでご注意ください。

イ、家賃支援金

支給要件に該当した3か月間に対応する建物の賃貸等に係る費用の1/4を上限の範囲内で支給するものとし、支給額に1,000円未満の端数が発生する場合には、これを切り捨てる。上限額は、1事業者当たり単月5万円（3ヵ月分で最大15万円）を支給。

【問合せ先】物価高騰対策支援金事務局

電話：019-626-3160

電話受付時間：午前9時30分から午後4時30分まで（土日祝、12月29日～1月3日を除く）

申請書提出先：〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6 農林会館408号室 物価高騰対策支援金事務局宛

専用WEBサイト：<https://iwate-shien-r4.com/>

※申請書類については商工会窓口又は商工会ホームページ、専用WEBサイトにてダウンロード可能となっております。また、商工会では申請書類の確認、作成の補助を実施しておりますが申請方法については事業者が直接書類を提出先に郵送することとなっておりますのでご了承ください。